

専用伝票の取扱いについて

1 共通事項

・宛名は記載しなくて構いません。

2 商品名欄の記載方法について

①具体的な商品名に代えて、メーカー名（または通称）、代表銘柄を記載することができます。

②同一のメーカーの商品を複数買った場合でも、一つの欄に合算してそのメーカー名または銘柄名を記載することができます。

（例：××酒造〇〇純米吟醸 720mL と××酒造〇〇本醸造 1.8L を購入した場合
⇒「××酒造 XXXX 円」や「〇〇 XXXX 円」と記載することができます。）

③複数のメーカーまたは銘柄を一つの欄に合算して記載することができます。

（例：××酒造〇〇720mL と△△ワイナリー□□750mL を購入した場合：「〇〇、□□ YYYYY 円」、「××酒造、△△ワイナリー YYYYY 円」）

（※代表銘柄等で記載する場合も、県内で製造されたことがわかるように記載してください（特にワインの場合））

3 代替書類について

①金額、②発行日、③クーポン券利用額、④商品名・価格、⑤取扱店舗について記載されているレシート等であれば専用伝票の代わりとして提出することができます。

【レシート等の条件】

①～⑤がすべて記載されているレシート	レシート（または写し）を、同じ会計で使った使用済みクーポン券と直接束ねて提出してください（専用伝票への貼付けも可）。 ※同一レシートに対象外商品が記載されている場合は、対象商品にマーキングなどして提出してください。
①～⑤の一部の項目が欠けているレシート	レシート（または写し）を専用伝票に貼り付け、足りない事項は専用伝票に記載してください。

4 その他

・伝票またはレシートと使用済みクーポン券は、ホチキス留めで提出することができます。
※取扱いマニュアル p8・10 には、「※ホチキス留めはしないでください。」と記載しておりますが、ホチキス留めいただいて構いません。